ＮＰＯ等による復興支援事業費補助金事業実施要領

１　趣旨

東日本大震災津波の復興支援及び被災者支援（以下「復興・被災者支援」という。）及び県内各地の様々な地域課題を解決するための取組（以下「地域活動」という。）において、行政では手の行き届きにくいきめ細かな復興・被災者支援及び地域活動の継続的な実施を図るために実施するＮＰＯ等による復興支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の実施については、ＮＰＯ等による復興支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

２　補助事業者の要件

補助事業者は、要綱第２に定めることのほか、以下に掲げる各号のすべてを満たすことが必要である。ただし、補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員となるすべてのＮＰＯ等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織（自治会、町内会等）、協同組合等の民間非営利組織をいう。以下同じ。）が第１号から第３号までを、協議体又は事業の主担当となるＮＰＯ等が第４号及び第５号を、並びに協議体が第６号及び第７号を満たすものとする。

(１)　定款、規約又はそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算書及び決算書が整備されていること又は本事業の取組期間中にこれらが整備される予定であること。

(２)　ＮＰＯ法人等のうち法人については、実施しようとする事業内容が定款に適合していること。

(３)　ＮＰＯ法人等のうち特定非営利活動法人については、各事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出していること。

(４)　情報開示がなされていること又は本事業の取組期間中に情報開示がなされる予定であること。

(５)　活動実績を有し、今後も継続的に活動を行う予定であること。

(６)　事業の遂行に必要な組織・人員を有すること（例：会計責任者の配置など）。

(７)　ＮＰＯ等が単独で補助事業を実施する場合は、都道府県又は市区町村（以下「地方自治体」という。）からの同意が得られていること。協議体が補助事業を実施する場合は、協議体の構成員に地方自治体が含まれていること。

３　単独のＮＰＯ等が同意を得る地方自治体の要件

ＮＰＯ等が単独で補助事業を実施する場合に必要となる地方自治体からの同意については、以下の各号に従うこととする。

(１)　同意を得る地方自治体は別表第１による市町村とするが、岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合や別表第１による市町村が多数である場合等は、岩手県が構成員であることによっても条件を満たすものとする。

(２)　地方自治体からの同意については、様式第１号による同意書を岩手県に提出することを要する。

４　協議体の構成員となる地方自治体の要件

協議体が補助事業を実施する場合の協議体の構成員となる地方自治体については、前項第１号の規定に準じる。ただし、補助金を受けて実施する事業以外にも活動実績がある協議体であって、地方自治体が構成員であるものについては、この限りではない。

５　補助対象期間

補助金の交付決定日から補助金の交付決定日を含む年度の末日までとする。補助事業者は、この期間の末日までに要綱第４で定める岩手県補助金交付規則第13条第１項の規定による書類を知事に提出しなければならない。

６　補助事業の要件

補助事業の実施にあたっては、以下に掲げる各号のすべてに配慮しなければならない。

(１)　協議体又は会議組織（ＮＰＯ等及び事業に同意した地方自治体を含むこと。）には、多様な担い手を可能な限り含み、ＮＰＯ等、地方自治体、企業などが幅広く参画すること。

(２)　事業成果が一時的なものとならないように、補助事業終了後も協議体又は会議組織を活用して取組を継続させること。

７　補助金の交付を申請できる事業の採択

　別に定める募集要項に従って応募があった事業のうち、岩手県ＮＰＯ等復興支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）における審査で選定されたものについて、審査の結果上位となったものから順に、予算の範囲内で採択を行う。ただし、復興枠による補助事業について前年度に選定した団体の事業を採択する場合は、原則として、前年度の取組から発展した事業等を採択するものとする。

補助事業者は、採択を受けた事業についてのみ、補助金の交付を申請することができる。

８　交付決定前着手

　　補助事業は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない理由により補助金交付決定前に補助事業に着手する必要が生じた場合は、補助事業者は、知事に対し、ＮＰＯ等による復興支援事業費補助金交付決定前着手届（様式第３号）を提出するものとする。

９　補助対象経費の基準額

要綱第３第１項の補助対象経費のうち一部の項目について、経費として認める額の上限を以下に掲げる各号のとおり定める。上限額を上回る支出は、経費として認めない。

(１) 人件費のうち本俸分について、一人に対する一月あたりの上限額を17万円とし、複数人に対する合計の一月あたりの上限額を34万円とする。

(２) 諸謝金について、一人に対する一日あたりの上限額を９千600円とする。

10　提供役務・物資の金銭換算

要綱第３第１項に規定する無償の役務や物資等の金銭換算の基準については別表第２のとおりとし、その計画及び実績について様式第２号により岩手県に報告することを要する。

換算した額は、収支予算書又は収支精算書において、役務については収入のうち自己負担と支出のうち諸謝金とに、物資については収入のうち自己負担と支出のうち消耗品費又は使用料及び会場借料とに、それぞれ充てることとする。

11　受益者等からの評価アンケートへの協力

県は、補助金のうち復興枠による補助事業について、国が別に示す様式を参考に、受益者等の協力のもと受益者等からの評価アンケートを実施する。そのため、復興枠の補助事業者は、評価アンケートの実施に協力するものとする。

別表第１（第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 地方自治体 |
| １　要綱別表第１第１項右欄第１号又は同第２項右欄各号の事業を行う場合（岩手県から他の都道府県への避難者に対する支援を行う場合を除く。） | 岩手県内の市町村であって、事業の実施場所となるもののうち主なもの |
| ２　要綱別表第１第１項右欄第２号の事業を行う場合 | 岩手県内の市町村であって、事業の目的となるもののうち主なもの |
| ３　要綱別表第１第１項右欄第３号の事業を行う場合 | 本表第１項又は第２項のうち、支援の主な対象となるＮＰＯ等の事業に該当する項で定めるもの |

別表第２（第９項関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 換算可能な範囲 | 換算の基準 | 確認の方法 |
| １　役務 | 補助事業者（補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員を含む。）の役員等以外の者（ボランティア等）が、補助事業において無償で提供する役務 | ボランティア等が活動する地域における地域別最低賃金 | ○　提供される役務の内訳が分かる資料（作業従事記録、作業日報等） |
| ２　物資 | 補助事業者（補助事業者が協議体の場合は、協議体の構成員を含む。）以外の者が、専ら補助事業において使用するために提供し、又は使用させる物資 | 同等又は類似の物資の販売価格、賃借料等 | ○　提供される物資の内容が分かる資料  ○　同等又は類似の物資の販売価格が分かる資料 |